



令和3年(2021年)2月24日

第82号

発行 一般社団法人 西宮市手をつなぐ育成会

〒663-8241 西宮市津門大塚町1-47

TEL 0798(33)7713

FAX 0798(33)7743



全国手をつなぐ育成会連合会における新型コロナ対策について

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会
常務理事兼事務局長 又村あおい

皆さま、こんにちは。

4月から全国手をつなぐ育成会連合会（以下「全育連」とします）で勤務している又村です。これまで西宮市手をつなぐ育成会の皆さまとはご縁をいたしましたが、今後は同じ育成会の一員として、改めてよろしくお願い申し上げます。

さて、4月以降に全国的に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」とします）ですが、おそらく西宮市育成会でもさまざまな企画やイベントが中止、延期になったのではないかでしょうか。しかも、新型コロナは新しいウイルスですから、一定量以上のウイルスが体内に入れば必ず陽性になり、高齢者や基礎疾患のある人は重症化しやすいという特徴もあるため、外出や旅行などの制限もあったのではないかと思います。

全育連では、こうした状況を踏まえて新型コロナを「災害」として捉え、全育連東京事務所に「新型コロナ対策本部」を設置して取組みを進めてきました。以下、その主な成果となります。

政府に対する要望活動

全育連対策本部として、全国の会員から寄せられた声を取りまとめて新型コロナに関する福祉、医療、教育などの分野における緊急要望を実施しました。詳細は全育連のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。このうち、入所施設やグループホームにおける感染発生時のゾーニング（別の場所を借りて分ける方法）に対する補助制度や、特別定額給付金の「分かりやすい版パンフレット」作成などは、全育連からの要望により実現したものです。

衛生用品の備蓄

新型コロナに対する不安の筆頭は、家族が感染した際の本人支援、そして施設における感染の拡大（事業所の縮小・閉鎖）でした。特に家族が感染した際には、本人も「濃厚接触者」である前提で家族以外の誰かがケアしなければなりません。そこで、全育連では（株）ミクシィが展開する「みてね基金」からの助成や「災害等活動支援基金」を活用して個人用防護服やN95規格マスクなどを一括購入し、全国7正会員の協力を得て備蓄することとしました。感染発生後の数日は対応できる備蓄数となっており、万一の感染時には、兵庫県手をつなぐ育成会までご連絡ください。

みんなの笑顔を増やすプロジェクトの展開

新型コロナによって外出や集合型イベント等が自粛されがちな状況の中でも、全国の仲間と「つながり」を感じられるようなコンテンツを発信するプロジェクトです。たとえば、全国各地から寄せられた知的障害者と家族、支援者の「笑顔」の写真や、ユニークな絵画・造形物の写真などを紹介するほか、無料でオンライン研修会を視聴することもできます。

ぜひ、ユーチューブの「全国手をつなぐ育成会連合会チャンネル」にアクセスしていただき、チャンネル登録をお願いいたします。

【全国手をつなぐ育成会連合会チャンネル】 <https://www.youtube.com/channel/UC5ku3sanVaM1u6hM4MLCKVA>

これからも、全国の育成会から寄せられたご意見やお困りごとを受けて、全育連としてできることは何でもトライしていきたいと思います。皆さまのお力添えを、どうぞよろしくお願い申し上げます。

西宮市障害を理由とする差別の解消及び 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例について

西宮市健康福祉局福祉部障害福祉課係長 和田 寛之氏にお聞きしました

聞き手：当会会長 本田 洋子 副会長 山根 佐代子

日時：2020年10月29日(木) 10:30～11:45 場所：市民会館602号室

【条例制定の経緯と内容】

(本田) 本日は、よろしくお願ひいたします。

西宮市では「西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例（以下 条例と表記）」が制定され、7月1日に施行されました。この条例が出来た背景や経緯を教えてください。

(和田) 国において、障害者権利条約の批准をはじめ障害者差別解消法の施行、それ以外にもいろんな法令が出来たり改正されたりしても、依然として障害のある人が嫌な思いをしているという現状があります。西宮市として、障害のある人が嫌な思いをしないように差別を解消していくという意思表明と、そのための取り組みを定めた条例を作ることにしました。



また、障害のある人の当事者団体から、障害福祉推進計画策定委員会などを通じて要望もありました。

(本田) 条例と聞きましても、何か難しそうで…。もう少しわかりやすく教えていただけますか？

(和田) 差別を解消するためには、まずはその障害に対する理解を深めることが大切だと思っています。また、障害のある人が障害のない人のことを理解することも重要で、条例の中でも言っていますが、相互理解を深め、誰もが相手のことを思いやることで、結果的に、障害があってもなくても誰もが暮らしやすいまちをつくることを目的としています。

条例の中には、こういった基本的な理念の他、差別がおこってしまったときの相談体制のことなどを書いています。

(本田) 相互に理解するって、とても大事なことですね。この条例には西宮市ならではの項目は入っていますか？

(和田) 差別解消以外にも、他市で制定されている「手話言語条例」であるとか、「情報コミュニケーション条例」は、すべて障害のある人の権利を守るという目的が同じであるので、西宮市では、この3種類の条例をひとつにまとめて作ることにしました。



【障害を理由とする差別って？】

(山根) 条例に「不当な差別的取り扱い」とか、「合理的配慮の不提供」という言葉があるって、私たちも親でありながら、こういうことが差別だっていうのがピンときてない。どうしても迷惑をかけるとか、これも仕方がないことだとか言って、本人の行動範囲を狭めているのではないかと思っているんですね。具体的な言葉がでてくると、あ～そうなんかって思うんですけど。そんなあたりはどんな感じですか？



(和田) 障害があることによって、障害のない人であれば出来ることがさせてもらえないとか、条件をつけられたりすることが「不当な差別的取り扱い」です。例えば介護者がいないと参加できないというのは条件をつけられていますので、不当な差別的取り扱いに該当します。また、ご本人と家族の方と一緒に来られて、ご本人がわからないと決めつけてしまって家族の方だけに話しかけてしまうとか、そういうことも不当な差別的取り扱いとされています。

(山根) 親もありがとうございます

(本田) そうですね。ついついてしまっているかも知れません・・・

【合理的配慮って？】

(本田) もうひとつの「合理的配慮の不提供」というのは、これは配慮をしてもらうのを待っているんじゃなくて、こちらからこういった配慮をしてくださいと意思表示をしないといけないんですよね？

(和田) そうなんです。人によって何が必要かということが違いますので、こういうことをして欲しいと言われたときに、それが過重な負担とならないのであれば、ご本人の希望にかなうような対応をしましょうということが合理的配慮を提供することになります。

「耳が聞こえないから筆談してください」と、言われた場合に「面倒くさいからやりません」と言っているのは、合理的配慮を提供しないことにあたります。

(本田) 聴覚障害や視覚障害の方への対応は何となくわかるんですけど、知的障害というのは、こういう条例の中で表現するのはとっても難しいですね。

(山根) 知的障害の場合、それぞれみんな違うから、その人に接してもらって、どうしたら良いのかな～って、心を寄せてもらうのが一番ありがたいことなんですよね。

こんなことを言ってもいいのかな？と思ってしまって、ついついそれを言えずにいて、こうなったらありがたいのにな、とか本人のためにも言わないといけないと私も思うんですけど…ついつい、迷惑をかけているねんし・・・とか思ってね。

(和田) そうですね。実際聞いた話でもお世話になっている学校であったり、会社であったり、事業所であったり、ここでなんか言ったら本人の立場が悪くなると思うから、遠慮されている場面もあると思います。付け加えますと西宮市では、困っているということが客観的にわかる場合であれば、合理的配慮を提供しましょう、というふうに、すこし拡大して定義しています。

(本田) 会社に勤めている場合、うちの息子も仕事先のことを家に帰って一切何も言わないので、本人が困っているかどうかがわからない。困っているんだと言えば、私も「こんなことで困っているらしいので、こうしてやってください」と言えるんですけど・・・

意思表示できない人もいるというところまで、事業者の方たちが理解して配慮していただけたらありがとうございます。



【パンフレットは?】

- (本田) コロナ禍で、周知が難しいとは思うのですが、特に事業者には合理的配慮を提供する義務がありますよね。周知というのはどのくらい進んでいますか？
- (和田) コロナ禍の影響はありまして、この条例を積極的に周知するということが思うように進んでいない状況ではあります。
- (山根) 私たち当事者も、条例が出来たことを知らなかつたりして、パンフレットをいただき、ありがたかったです。私たちも皆さんに知って欲しいと思っているし、何かできることがあったらしたいなと思っているんですけど。ここには是非配りたいと思っていらっしゃる所や、今後こんなふうにしていきたいとかありましたら教えていただければ・・・
- (和田) 事業者に知って欲しいというのはありますし、少しずつ周知していくことが大事なのかなと思っています。
広報については、ホームページのほか市政ニュース(6/25号)の最終面に掲載しました。
- (本田) 載っていることに気づいていない人もけっこういます。何度も載せるのは難しいかも知れないけど何か方法はないですか？
- (和田) 「条例が出来ました」は1回きりですけれど、障害に関する記事は、コンスタントに掲載していくことができないか検討しております。
- (本田) そのようにしていただけたらありがとうございます。
このパンフレットを欲しいと思ったら、どうしたらいいですか？
- (和田) ホームページに載せているほか、障害福祉課と市役所本庁舎の総合案内窓口に置かせていただいております。

【罰ではなく、理解をもとめる】

- (山根) 「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮の不提供」に対する罰則はありますか？
- (和田) この条例の目的は差別をしたら罰を与えることではなく、理解を求めることです。
- (本田) この条例とか差別解消法が出来たからって、私たち、これは差別だったんだ！あれも差別だったんだ！と言うつもりはなく、なんて言つたらいいのかなあ。
- (山根) 相互理解というのが大事、障害のない方も一緒にやってもらっているけれど思い違いがあるということですね。実際に接してもらって、その子のことを知つてもらうしかない。そこに寄り添つてもらって、こちらも気持を向けていくことが大事。
- (和田) 普段辛い思いをされているのであれば、相談しても良いですよと伝えていきたいです。思い違いというのはあると思うんです。良かれと思ってやつたとか、逆に、そんなこと気づかなかった、気づいたらやつたのに、というのも多分あると思います。
- (本田) それ差別ですよと言うよりも、こんな配慮をお願いしたいというのを言つていけるんだということを知つて、それをお願いすることで、



お互いにわかり合えたら良いのかなって。

(山根) それが「誰もが暮らしやすいまちづくり」につながるんですよ。私たちの子だけではなくって、お年寄りの方も、調子の悪い方も、しんどい方も、皆さんのが住みやすくなれば。

(和田) 皆さんよくやっているんですよ。相手の方が高齢の方だったら、ゆっくり話すとか、大きい声で話すとか、知的障害のある方であれば、わかりやすい言葉で話されていると思います。それを堅苦しく考えすぎているっていうのは、あると思うんです。

(本田) それが自然に出来るようになればいいですね。



【もし、トラブルになつたら？】

(本田) マスク着用が難しい方や人との距離感がわからない方が、公共交通機関やスーパー・マーケットなどで、いろんなトラブルがあったときに、そういう申し出があつたら、条例の中の「配慮してください」というものに当たりますか？

(和田) 条例の趣旨には合致することだと思います。ただ条例があるからといって、市が強制的に改善させることはできません。スーパーの例では「店員の対応が不快だった」と、そのお店のお客様相談センターに電話したところ、改善されたという例もあります。



(本田) そういうところに直接言えない場合、どこに相談したらいいですか？また、西宮市はどのように対応されますか？

(和田) 障害福祉課と「障害者総合相談支援センターにしのみや」になるんですけども、トラブルをその場で解決するものではありません。また教育関係だと教育委員会、仕事でだと労使関係であつたら労働基準監督署とかハローワークです。もし、市役所内で起こってしまったときは、まずは対応した課になります。

(本田) 相談できる時間というのはどうなりますか？

(和田) 市役所が開いている平日の9時から5時半です。

(山根) 差別のことに限らず、緊急事態に24時間対応してもらえるようなところがあると嬉しいです。

(本田) 最後に、市と今後、条例の周知に向けて、育成会がどんなふうに取り組んだら良いのか…。育成会では、外からわかりづらい知的障害の特性や感覚とか気持ちを知っていただくために、西宮啓発隊「輪・和・WA」というのを立ち上げて知的障害擬似体験プログラムを通じたワークショップをしています。西宮市としてはさまざまな障害の特性を理解し、障害のある人へのちょっとした配慮や手助けができる「あいサポート」を養成する事業として「あいサポート運動」を進めようとしていますが、そういう事業と一緒に育成会も活動させていただけたら嬉しいです。本日はありがとうございました。

条例についての
座談会を終えて

この条例は、障害のある方々の様々な状況をより理解していただけることに繋がっていくこと、そして、それがお互い分かり合うことで、共に住みやすい西宮市になるためのものということがよく分かりました。また、何か困ったときにどこに相談したらよいかが明確になり、解決に向けて一緒に考えて下さるところがあることは、とても心強く思いました。
(A.K)